

第4章 施策の展開方針

1 社会環境の保全

有限の資源を大切にするためには、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」の生活を改める必要があります。廃棄物の減量を推進し、循環型社会の構築を図ります。

(Ⅱ) 廃棄物

個別方針

ごみを減らし、リサイクルを推進します

施策の展開

① 廃棄物の発生抑制

「ごみ収集指定袋使用」を推進します。
一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の減量化及び適正処理を推進します。
電気式生ごみ処理機など購入事業の助成制度を推進します。
資源回収活動を支援します。
マイバック運動を促進します。
市民及び事業者に対する情報提供及び意識啓発を行います。

② リサイクルの推進

リサイクル運動を促進します。
分別収集を推進します。
再生品を率先して利用します。
公共工事における再生材の使用を推進します。
リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供を行います。
市民及び事業者に対する情報提供及び意識啓発を行います。

③ ごみの不法投棄対策

不法投棄防止に関する啓発を行います。
不法投棄に対する監視を引き続き行います。

● ● ● 環境指標 ● ● ●

- ◆ 平成 23 年度までに可燃ごみ量を平成 17 年度に比べ 10%削減します。
- ◆ 平成 23 年度までに資源化率 23%を達成する。
- ◆ 平成 23 年度までに一人一日平均排出量を 760g/日とします。

項目	現 状 (平成 17 年度)	目 標 (平成 23 年度)
可燃ごみ量	10,700t/年	9,630t/年
資源化率	17.8%	23.0%
一人一日あたり ごみ排出量	840 g	760 g

備考) 平成 16 年度における一人一日平均排出量は、全国で 1,086g/日、
山梨県では 1,031g/日です。

2 自然環境の保全

山梨市には、秩父多摩甲斐国立公園などの貴重な自然環境、県自然環境保全地区に指定されている乙女高原、小檜山や自然記念物の牧丘の千貫岩などの自然が残っています。これらに生息する野生生物の種の保全、ホタルの保護など、生物の多様な生息環境の保全を図ります。

(Ⅱ) 植物・動物

個別方針

森林生態系を保全します。

施策の展開

① 植物・動物の生育・生息環境の保全

「山梨市ホタル保護条例」に基づき、ホタルの保護を推進します。
生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物⁵²の持ち込みやブラックバスなどの魚を放流しないよう、啓発を行います。
国、県などの調査情報を得ながら、調査・集約を行います。

② 森林の再生・保全・活用

大規模開発や造成工事にあたっては、生物の多様性確保の観点からの啓発・指導を行います。
野生生物と共生できる森林づくりを推進します。

③ 環境保全型農業の推進

化学肥料、農薬の使用低減を推進します。
農薬の的確な使用を推進します。
市民農園の利用を促進します。

④ 水辺の親水化の推進

親水環境の整備、水辺空間の活用という視点に立った「ウォーターフロント構想」を推進します。
自然環境に配慮した多自然型工法による河川整備を推進します。
自然環境に配慮した治山・治水事業を推進します。
多自然型の農業用水路の整備を推進します。

⁵² 外来生物：もともと日本にいなかった種で、人間の活動により外国から入ってきた生物のことを指します。

3 生活環境の保全

大気環境、水環境、音環境などを健全の状態に保ち、市に住む人々の安全で健康的かつ文化的な生活の保全を図ります。

(Ⅱ)大気汚染

個別方針

健康で安全な大気環境を目指します

大気環境を対象とし、工場・事業所の固定発生源及び自動車排出ガス対策を推進する施策を展開します。

施策の展開

① 工場・事業所の固定発生源対策の推進

大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、県と連携して大気汚染物質の規制・指導を行います。

② 自動車排出ガス対策の推進

公共交通機関の利用促進について普及・啓発を行います。
アイドリングストップ⁵³の実施や急発進・急加速を控えるなどのエコドライブの普及・啓発を行います。
公用車を更新する際は、低公害車⁵⁴の導入に努めます。
幹線道路の沿道の緑化を推進します。

③ 監視・測定

県と連携し、大気測定局（常時監視局）の設置を推進します。
家庭ごみなどの野焼きを防止する活動の啓発や監視を行います。

⁵³ アイドリングストップ：自動車が走っていない(停車時)ときにエンジンを止めて、無駄に燃料を消費しないことを言います。

⁵⁴ 低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などを言います。

● ● ● 環境指標 ● ● ●

◆ 大気汚染に係る環境基準の達成を目指します。

項 目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること

項 目	現状（平成17年度）		目標（平成23年度）
二酸化窒素 (ppm)	日平均値	0.021（達成）	現状より改善を図るため、アイドリングストップの啓発や公共交通機関の利用に努めます。
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値	0.078（達成）	
光化学オキシダント (ppm)	1時間値	0.104（未達成）	

備考）日下部局の平成17年度測定データを記載

(2) 水質汚濁

個別方針

きれいで安全な水環境を維持します

施策の展開

① 工場・事業所の排水対策の推進

水質汚濁防止法及び山梨県環境の保全に関する条例に基づき、県と連携して排水に対する規制・指導を引き続き行います。

② 生活排水対策の推進

山梨市下水道計画に基づき下水道整備を行います。
公共下水道区域外の地域には、合併処理浄化槽の設置整備を進めます。
適切な浄化槽の使用法の啓発や、保守点検・清掃・検査などの維持管理体制を充実します。

③ 監視・測定

市内中小河川並びに地下水の水質調査を継続します。
河川水質調査地点及び頻度を増やします。

④ 地下水の保全

山梨市下水道計画に基づき下水道整備を行います。
浄化槽整備計画に基づき合併処理浄化槽整備を行います。
市内の地下水質の汚染状況について監視を行います。

⑤ 水源地の保全

安全な水を供給するため、水源地の適正な管理を推進します。

⑥ 水源の確保

水源確保に努めます。

● ● ● 環境指標 ● ● ●

- ◆ 公共用水域（河川）の環境基準を維持します。

類 型	環境基準
AA	1mg/ℓ 以下
A	2mg/ℓ 以下
B	3mg/ℓ 以下
C	5mg/ℓ 以下

- ◆ 主要河川の生物化学的酸素要求量の測定結果

河 川 (測定地点)	現 状 (平成 17 年度)	目 標 (平成 23 年度)
笛吹川上流 (亀甲橋)	1.4 mg/ℓ	1.3 mg/ℓ
重 川 (重川橋)	2.5 mg/ℓ	2.3 mg/ℓ
日 川 (日川橋)	1.7 mg/ℓ	1.5 mg/ℓ

- ◆ 平成 23 年度までに公共下水道の水洗化率を 75%、普及率を 43%とします。

項 目	現 状 (平成 17 年度)	目 標 (平成 23 年度)
水洗化率	65.5%	75%
普及率	38.5%	43%

- ◆ 生活排水クリーン処理率を 64%とします。

項 目	現 状 (平成 18 年度)	目 標 (平成 23 年度)
生活排水 クリーン処理率 ^{※55}	49.4%	64%

⁵⁵ 生活排水クリーン処理率：下水道事業、農業集落排水施設整備事業、コミュニティプラント及び合併浄化槽等により生活排水の処理が可能となった人口の、行政人口に対する割合を言います。
なお、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の利用人口は、含まれておりません。

(3) 騒音・振動・悪臭・土壌汚染

個別方針

静けさの感じられる場所を増やします

施策の展開

① 自動車交通騒音などの対策の推進

騒音を減らす舗装の採用や街路樹の整備・緩衝帯の設置など、道路環境の改善を推進します。

アイドリングストップをはじめとするエコドライブの啓発活動を行います。

② 騒音・振動・悪臭対策の推進

工場・事業所における騒音・振動対策の普及・啓発・指導に努めます。

建設工事における低騒音・低振動型建設機械の使用や低騒音・低振動型工法の採用などについて、普及・啓発を行います。

公共工事では、低騒音・低振動型建設機械の使用や低騒音・低振動型工法の採用など、騒音・振動対策を推進します。

深夜営業やカラオケなどにより発生する騒音防止の普及・啓発を行います。

野焼きを防止するよう、普及・啓発活動や監視活動を行います。

③ 監視・測定

一般環境騒音・振動の調査を行います。

悪臭の調査を行います。

土壌の調査を行います。

環境指標

- ◆ 騒音に係る環境基準を維持します。
- ◆ 振動については、「日常生活において支障を感じない程度」を維持します。

- 騒音に係る環境基準を維持します。
- 振動においては、「日常生活において支障を感じない程度」を維持します。
- 「大部分の地域住民が日常生活において支障のない程度(臭気濃度10以下)」を維持します。
- 土壌の汚染に係る環境基準を維持します。

4 快適環境の保全

私たちに潤いと安らぎを与えてくれる快適なまちの保全と、良好な景観、文化財などの保全を図ります。

(Ⅰ)公園・緑地

個別方針

公園・緑地を保全し、緑化を推進します

施策の展開

① 公園・緑地の保全

大規模開発や造成工事にあたっては、生物の多様性確保の観点からの啓発・指導を行います。

多自然型河川⁵⁶と水路の整備を推進します。

公園・緑地など豊かな自然を良好な状態で維持するための管理を行います。

豊かな自然を維持していることなどを紹介するパンフレットを作成します。

② 公園・緑化の推進

自然に配慮した河川整備、治山・治水事業を推進し、森林の保全と市民の安全確保に努めます。

公園、学校などの公共施設においては、生物の生息空間（ビオトープ⁵⁷）の回復・保全に努めます。

公園の新設・改修の際には、地域特性を考慮した緑化を推進します。

公共施設の緑化を推進します。

街路樹や植樹帯の整備により緑化を推進します。

環境指標

- ◆ 平成23年度までに市民一人あたりの公園緑地面積を10.5m²とします。

項目	現状 (平成17年度)	目標 (平成23年度)
市民一人あたり 公園緑地面積	10.3m ²	10.5m ²

⁵⁶ 多自然型河川：動植物の様々な生態の保全・創出に配慮して、瀬や淵など変化のある水際環境の創出や覆土による植生の維持、落差の穏やかな魚道の設置などの工夫を施した河川のことをいいます。

⁵⁷ ビオトープ：ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープといいます。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指します。

(2) 景 観

個別方針

良好な自然景観を確保します

施策の展開

① 自然景観の保全

地域の美しい個性である果樹園を含む自然景観を保全します。
里山や社寺林などの保全を推進します。
自然に配慮した河川整備、治山・治水事業により、良好な景観を保全します。
遊休農地の適切な管理を促進し、良好な田園風景を保全します。
親水性、景観に配慮した河川と水路の整備を推進します。

② 魅力ある景観の形成

景観行政団体として景観法に基づく景観計画を策定します。
市民の景観づくり意識の醸成と、景観づくり運動への参加促進を図ります。
屋外広告物については、街並みを損ねることがないように、啓発します。
まちの美観を損ねる捨て看板などの違法看板の撤去に努めます。

環境指標

- ◆ 景観形成地区指定数を平成 23 年度までに 2 地区の指定を目指します。

項 目	現 状 (平成 18 年度)	目 標 (平成 23 年度)
景観形成地区指定数	0 地区	2 地区

(3)文化財

個別方針

歴史・文化を守り、伝えます

施策の展開

① 文化財の保護と活用

市内各所に残る史跡・歴史的建造物などを保全します。
伝統文化や祭り行事などの保存・伝承に努めます。

② 普及・啓発活動の推進

「山梨市フィールドミュージアム構想」を推進します。
郷土の歴史や文化を知るための講座や文化財巡りなどの開催を推進します。
文化財を活用するため、パンフレットの作成や案内板、説明板の設置を推進します。

環境指標

- ◆ 文化財の指定を年間数件程度実施し、平成 23 年度において 165 件とします。

項目	現状 (平成 18 年度)	目標 (平成 23 年度)
指定文化財件数	154 件	165 件

5 地球環境の保全

地球温暖化などの地球環境問題の解決に向け、事業活動や日常生活全般を環境への負荷の少ないものに改め、地球環境の保全を図ります。

(1) 地球温暖化

個別方針

地域から地球環境問題に取り組みます

施策の展開

① 地球温暖化の防止

温室効果ガスの削減に取り組むため、市内から排出される二酸化炭素などの把握など、基礎資料の整備を進めます。

市では、率先して地球温暖化防止に取り組むため、地球温暖化防止実行計画を策定します。

市が率先してグリーン購入⁵⁸を推進し、環境負荷の軽減に取り組めます。

日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素などの抑制について、普及・啓発を行います。

環境指標

- ◆ 平成 23 年度までに二酸化炭素排出量を 6%削減します。

項目	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 23 年度)
二酸化炭素排出量	191,145 t-CO ₂	179,676 t-CO ₂

⁵⁸ グリーン購入：環境に配慮した物品等を購入することをいいます。

(2) 五エネルギー

個別方針

エネルギーを有効利用します

施策の展開

① 新エネルギーの利用

「山梨市地域新エネルギービジョン」に基づき、小水力発電を推進します。

「山梨市地域新エネルギービジョン」に基づき、市に適性のある太陽光発電、太陽熱利用の導入を検討します。

「山梨市バイオマスタウン構想」に基づき、木質バイオマスエネルギー及び BDF 燃料の導入を推進します。

「住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度」を促進します。

新エネルギー普及の情報提供、啓発に努めます。

② 省エネルギーの推進

市内の省エネルギー活動に努めます。

家庭の省エネルギー活動の普及に努めます。

事業者の省エネルギー活動の普及に努めます。

家庭の省エネルギー設備の情報提供、啓発に努めます。

事業者の省エネルギー設備の情報提供、啓発に努めます。

低公害車の普及に努めます。

環境指標

- ◆ 平成 23 年度までのクリーンエネルギー設置総 kw 数を 1,000kw とします。

項目	現状 (平成 18 年度)	目標 (平成 23 年度)
クリーンエネルギー 設置総 kw 数	238kw	1,000kw

6 環境保全活動の推進

山梨市の環境保全と創造を図るためには、市民、事業者、市の全ての参加と協力が必要です。全ての主体の自主的かつ積極的な取り組みと協働の推進を図ります。

(1) 環境保全活動

個別方針

環境保全活動を推進します

施策の展開

① 市民・事業者・市が一体となった環境保全活動

庁内の省エネルギー活動に努めます。
環境の保全及び創出について、三者の連携・協力のあり方について検討します。
市民や事業者による環境保全活動を支援します。
日常生活や事業活動における環境に配慮した行動、取り組みの普及・啓発を行います。
環境に配慮した取り組み例を広報誌やホームページを活用して周知します。

② 地域における環境保全活動の推進

庁内の省エネルギー活動に努めます。
環境に関する市民団体などの育成と活動の支援を行います。
自然体験学習、自然保護グループ活動を促進します。
資源回収団体の育成と参加者の定着を推進します。
不法投棄監視パトロールを継続します。
市民参加の河川清掃活動を継続します。
「やまなしクリーンキャンペーン」を継続します。

● ● ● 環境指標 ● ● ●

- ◆ 市民意識調査において「地域の清掃や美化活動へ参加したい」と回答した人の割合を 66%とします。

項 目	現 状 (平成 17 年度)	目 標 (平成 23 年度)
意識調査参加意識率	47.7%	66%

- ◆ 市民意識調査において「自然保護活動へ参加したい」と回答した人の割合を 50%とします。

項 目	現 状 (平成 17 年度)	目 標 (平成 23 年度)
意識調査参加意識率	35.7%	50%

- ◆ 平成 23 年度までに環境保全活動団体の数を 15 団体とします。

項 目	現 状 (平成 17 年度)	目 標 (平成 23 年度)
環境保全活動団体数	10 団体	15 団体

備考) 環境保全活動団体数：「やまなしクリーンキャンペーン」参加団体数

(2) 環境教育・学習

個別方針

環境教育・学習を進めます

施策の展開

① 環境教育・学習の推進

エコチャレンジに継続して協力します。
生涯教育や学校教育と連動した環境教育を推進します。
環境教育関連の図書や資料などを充実します。
環境教育のための機材の貸出や情報提供などを行います。
出前講座などを活用した環境講座を推進します。
kids ISO 14000 プログラムを推進します。

② 環境情報の発信

環境情報を収集・整理し、広報誌、ホームページ及びCATVなどを活用し、情報の提供に努めます。

環境指標

- ◆ 平成 23 年度において kids ISO 14000 プログラムの説明会及び出前講座の開催回数を 10 回とします。

項目	現状 (平成 17 年度)	目標 (平成 23 年度)
開催回数	3 回	10 回